

豊かさ共創スリーアップ推進調査業務委託仕様書

1 業務名

豊かさ共創スリーアップ推進調査業務

2 業務の目的

令和5年3月に策定された「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ（以下「CUU」という。）構想」に基づき、労使が共益関係を育む中で、働き手のスキルアップを企業の収益アップ、その収益の一部を賃金アップに繋げる好循環である「スリーアップ」の実現に向けて、令和5年10月に「豊かさ共創スリーアップ推進協議会」を設立し、県内企業の参加を促しているところである。

本業務では、スリーアップの理念に賛同し豊かさ共創スリーアップ推進宣言を行った企業（以下「宣言企業という。」）に対し、スリーアップの取り組みを促すため、現在の取組状況や従業員のスキルアップに必要な講座のニーズなどを調査する。

併せて、豊かさ共創スリーアップ推進宣言を行っていない企業（以下「未宣言企業」という。）のスリーアップの取り組みへの障壁事由を調査し、課題等を把握することにより、必要な支援策立案の基礎資料とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務内容

受託者は、「2 業務の目的」を達成するため、宣言企業及び未宣言企業を対象に、スリーアップの取り組みに関するアンケート調査を実施する。

(1) 宣言企業に対する調査

a) 調査目的

スリーアップの取り組みを促すため、宣言企業の取組状況や従業員のスキルアップに必要な講座ニーズなどを調査し、課題等を把握する。

b) 調査対象

令和6年7月31日時点の宣言企業535社

なお、対象企業については山梨県から別途提示する。

c) 調査方法

- ・対象企業に郵送で依頼文と調査票を送付し、回答は原則としてWebによること。
- ・受託者は、Web回答フォームを作成すること。

d) 調査期間

令和6年10月～令和6年12月（うちアンケート実施は1か月程度を想定）

e) 調査内容

宣言企業の現状や問題点、リスクリング等の取組状況（CUU講座への参加状況含む）、

スリーアップ実現に向けた課題、従業員のスキルアップに必要な講座のニーズ等20問程度とし、回答率が高くなるように質問や回答の仕方を工夫すること。

f) アンケート調査の集計及び分析

- ・アンケート調査結果を集計し、宣言企業が抱える課題を分析すること。
- ・産業別・企業規模別等属性を工夫し、集計・分析を行うこと。

g) 分析手法の構築

アンケート調査結果からわかる問題点の抽出方法等分析手法を構築すること。

(2) 未宣言企業に対する調査

a) 調査目的

スリーアップ推進宣言をしない(或いは出来ない)企業に対し、スリーアップの取り組みの有無や宣言しない理由を調査し、課題等を把握する。

b) 調査対象

令和6年7月31日時点の未宣言企業200社程度
なお、対象企業については山梨県から別途提示する。

c) 調査方法

- ・対象企業に郵送で依頼文と調査票を送付し、回答は原則としてWebによること。
- ・受託者は、Web回答フォームを作成すること。

d) 調査期間

令和6年10月～令和6年12月(うちアンケート実施は1か月程度を想定)

e) 調査内容

未宣言企業のスリーアップの取り組みの有無、宣言しない理由等10問程度とし、回答率が高くなるように質問や回答の仕方を工夫すること。

f) アンケート調査の集計及び分析

- ・アンケート調査結果を集計し、未宣言企業が抱える課題を分析する。
- ・産業別・企業規模別等属性を工夫し、集計・分析を行うこと。

g) 分析手法の構築

アンケート調査結果からわかる問題点の抽出方法等分析手法を構築すること。

(3) 要因分析及び施策提案

- ①(1)及び(2)の調査結果から得たスリーアップ実現に向けた今後の課題等を分析すること。
- ②(1)及び(2)の調査結果を踏まえ、スリーアップ実現に向けた今後の課題や阻害要因を分析し、企業の課題解決に資するCUU講座の考え方を提案すること。
- ③アンケート調査については、来年度以降、協議会事務局で調査・分析が出来るようツール化すること。

(4) 豊かさ共創フォーラムの運営支援

豊かさ共創フォーラムのための資料作成を支援すること。(アンケート調査の集計データの提供等)

(5) その他

○調査項目については、事前に県の担当者等と打合せを実施し決定すること。

○本業務の遂行に際して、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、必要な都度、県の担当者等との打ち合わせを実施すること。

5 成果品

4の調査について、回答を集計して報告書を作成の上、納期までに山梨県に提出すること。また、山梨県の要請に応じて、随時、集計データを提出すること。

【成果品】

業務完了報告

【提出物】

①最終報告書 5部 (A4判、縦型、横書き、A3判の折り込み可、カラー)

②最終報告書概要版 5部

③調査ツール (分析手法含む) 1式

④その他 (打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント) 1部

⑤電子データ 1式 (最終報告書、最終報告書概要版、本業務で収集・作成したデータ一式)

【納期】

令和7年2月28日 (金)

6 業務上の留意事項

- (1) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、本業務の一部を再委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (3) 本業務の実施で得られた成果、情報等の所有権や著作権は山梨県に帰属する。
- (4) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

- (6) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (7) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (8) 事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合や業務執行上やむを得ない事情が発生した場合など、当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、山梨県と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第50号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。